

(仮称) オキナワモーターショー総合プロデュース業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本市では、モータースポーツ振興による滞在型観光の推進や雇用創出、地域活性化を目指す「(仮称) 沖縄サーキット」の実現に向けた機運醸成等を目的に(仮称) オキナワモーターショー(以下「本イベント」という。)を実施する。本業務は、本イベント全体の企画・運営を担う総合プロデュースを行うものとする。

本イベントの実施にあたっては沖縄アリーナを最大限に活用し、自動車関連企業や各関係機関等と連携した多様なコンテンツを盛り込むことで、自動車や自動二輪車等(以下「自動車等」という。)の様々な魅力を来場者にPRするとともに、滞在型観光の推進、交通安全の普及啓発を発信する。また、(仮称) 沖縄サーキット実現に向けた自動車関連企業等とのネットワーク構築を図る。

(2) 業務名称

(仮称) オキナワモーターショー総合プロデュース業務

(3) 業務内容

別添「概要仕様書」に基づく

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

(5) 業務決定方法

公募型プロポーザル(書類審査及びプレゼンテーション)

(6) 提案書類

「5. 提案書類等」に示す通り

2. 提案上限額

40,000,000円(消費税を含む)

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。共同企業体として参加する場合は、構成員すべてが満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 公示日現在から委託契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成18年法第10号）、民事再生法（平成11年法第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。
- (6) イベント企画・運営に関する豊富な知見及び知識を有していること。
- (7) 過去5年以内に同種・類似業務実績を有すること。ここでいう同種・類似業務とは、大型のイベント企画・運営及びこれと類似する業務をいう。
※企業体として応募する場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。
- (8) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。
- (9) その他本業務を確実に遂行できること。

4. スケジュール

項目	期間
(1) 公募期間	4月19日(金)～5月13日(月) 正午まで
(2) 質問書の受付期間	4月19日(金)～5月2日(木) 正午まで
(3) 質問書に対する回答	5月7日、8日 ※予定
(4) 第一次審査（書類審査）	5月14日、15日 ※予定
(5) 第一次審査結果の通知	5月15日 ※予定
(6) 第二次審査（プレゼンテーション）	5月17日、20日 ※予定
(7) 最終結果通知	5月下旬 ※予定
(8) 契約締結予定	5月下旬 ※予定

5. 提出書類等

- (1) 参加申請書（様式第1号）
- (2) 企画提案書（様式第2号）
※業務実績や保有資格等を証明する契約書・資格証の写しを添付すること
- (3) 参考見積書（様式第3号）
※経費内訳が分かる資料を添付すること。（任意様式）

(4) 参加資格等確認書類

「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、以下の書類を提出すること。

- ① 法人は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人は履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③ 商号登記していない個人は身分証明書
- ④ 滞納のない証明書
 - ア) 法人は市町村税、法人税、消費税及び地方消費税
 - イ) 個人は市町村税、所得税、消費税及び地方消費税

6. 提案書類の提出方法

- (1) 提出方法： 持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）

【提出先】

沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当 玉城、内間
（所在地）〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
（電話番号）098-939-1212（内線2438）

- (2) 受付期間 4月19日(金)～5月13日(月) 正午まで

- (3) 提出部数

項目	部数
(1) 参加申請書（様式第1号）	原本1部、副本2部
(2) 企画提案書（様式第2号） ※業務実績及び保有資格等を証する書類	原本1部、 副本7部 原本1部、副本2部
(3) 参考見積書（様式第3号） ※経費内訳が分かる資料	原本1部、副本2部 原本1部、副本2部
(4) 参加資格等確認書類	原本1部

7. 質問書の受付及び回答

- (1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書（様式第4号）に内容を簡潔にまとめ以下のとおり電子メールで提出すること。

【質問受付期間】 4月19日(金)～5月2日(木) 正午まで

【送付先アドレス】 a27project@city.okinawa.lg.jp

- (2) 回答は、一括して本市ホームページにて行う。※予定

8. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された提案書類を下記9（1）に示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位3者程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、選考された者のみ、第二次審査を実施する旨通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

第一次審査により選考された者により、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、下記9（2）に示す評価基準に基づき審査を行い、第一次審査及び第二次審査の合計点により、最も優れている事業者を選定する。

※企画提案書に沿って、プレゼンテーションを行うこと。

(3) 選定結果の通知

審査結果を書面にて通知する。

※プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査を実施し、評価の結果、一定水準に達しない場合は、委託契約候補者として選定しない。

9. 評価基準

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

(1) 第一次審査

項評事項	評価基準
①企業実績等	資本金、経営年数、同種・類似業務実績
②統括責任者実績等	経験年数、同種・類似業務実績（イベント企画業務）

(2) 第二次審査

評価事項	評価基準
業務内容の理解度	本市が推進する（仮称）沖縄サーキット整備事業及び本業務を実施する目的や意義、業務内容を十分に理解し、豊富な知見と実績に基づき、適切かつ効果的な提案が行われているか評価する。
イベント企画①	「6. 業務内容(1)①モーターショー」の企画について、具体的かつ効果的な手法を用いた提案となっているか評価する。
イベント企画②	「6. 業務内容(1)②関連企業等出展ブース～⑥その他コンテンツ」の企画について、具体的かつ効果的な手法を用いた提案となっているか評価する。
イベント運営①	「6. 業務内容(2)～(6)」について、具体的かつ効果的な手法を用いた提案となっているか評価する。
イベント運営②	6. 業務内容(7)～(9)」について、具体的かつ効果的な手法を用いた提案となっているか評価する。

10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする場合がある。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) 第二次審査に出席しなかったもの
- (5) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (6) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

11. 契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託契約候補者として再特定する。

- ① 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市が認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

12. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、提案書類を提出者に無断で別の目的に使用することはない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候

補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

- (6) 委託契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (7) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。